

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	堺市立人権ふれあいセンターの駐車場の使用料の還付	
根拠条例等・条項	堺市立人権ふれあいセンター条例第15条第4項	
所 管 課	ダイバーシティ推進部	ダイバーシティ企画課
審 査 基 準	<p>堺市立人権ふれあいセンター条例第15条第4項</p> <p>4 既納の駐車料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	即日（または審査に相当の期間が必要な場合は、申請者に対し調査等に要する期間を通知する。）
	標準処理期間を設定できない理由	